

政治資金規正法（昭和23年法律第 194 号）第20条第 1 項の規定に基づき、同法第12条第 1 項及び第17条第 1 項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

平成21年 9 月30日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男